

## 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第8次地方分権一括法案）の概要（子ども・子育て本部関係）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型）の認定等の事務・権限を都道府県から中核市へ移譲等（認定こども園法）

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園）の認定等の事務・権限を、都道府県から中核市へ移譲することにより、中核市における窓口の一本化による事業者の利便性の向上を図るとともに、中核市による計画的な施設整備による子育て環境の充実に資する。

指定都市へは、第7次地方分権一括法により移譲済み（施行日：H31.4.1）

権限	都道府県	中核市
幼保連携型認定こども園の認可等		
幼保連携型以外の認定こども園の認定等		→

幼保連携型認定こども園に係る居室の床面積の基準について、保育所と同様に一部地域において「従うべき基準」から「標準」に緩和（認定こども園法）

幼保連携型認定こども園の居室の床面積基準について、現在、保育所に対して適用されている「従うべき基準」から「標準」への緩和と同様の特例措置を設けることにより、大都市圏を中心とした一部地域（ ）において独自の基準設定が可能となり、待機児童の解消に資する。

保育所の特例措置は待機児童数や住宅地の公示価格を要件として指定

（施行日：公布の日から3月を経過した日）

保育所は、大都市圏を中心とした一部地域で、「標準」として独自の基準設定が可能



幼保連携型認定こども園においても、保育所と同様に独自の基準設定が可能に

特定教育・保育施設の利用定員の設定・変更に係る市町村から都道府県への協議を事後届出に見直し（子ども・子育て支援法）

特定教育・保育施設（ ）の利用定員の設定・変更に係る市町村から都道府県への協議を廃止し、事後届出とすることにより、市町村における迅速な利用定員の設定・変更及び都道府県の事務負担の軽減に資する。

特定教育・保育施設：施設型給付費の支給対象となる認定こども園、幼稚園、保育所

（施行日：公布の日から3月を経過した日）

市町村長から都道府県知事への協議が必要



事後届出に見直し